

障害者スポーツセンターの在り方等 について

令和4年12月

スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室



障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム 報告書（高橋プラン） （令和4年8月文部科学省）抜粋

2. 具体的な施策の展開について

（1）障害者スポーツの普及の在り方

<関係団体ヒアリングで出た主な意見>

- 障害者スポーツセンターの設置については、現在18都府県にとどまっている。2030年までに全都道府県に設置されるべき。

<今後の方向性>

- 障害者スポーツの普及に当たっては、障害の有無に関わらず、ともにスポーツに取り組むという共生社会の理念を柱に据えるとともに、引き続き、スポーツへのアクセスに困難がある人に対するアクセスの改善に向けて、場にとらわれないスポーツの推進やDX等の活用も含め、多面的に取り組む必要がある。

<対応する方策>

- 障害者スポーツセンターは、障害者にとってスポーツを実施する拠点となるだけでなく、障害者スポーツ指導者等関係者の活動拠点や車いす等持ち運びが困難で保管場所の確保が難しい用具の保管場所となり、また、情報拠点にもなる等、障害者スポーツの普及に関する様々な機能を有する施設であり、都道府県ごとに障害者スポーツセンターが設置されていることが望まれる。
- 東京大会のレガシーとして、都道府県等に対して、各地域における障害者スポーツの拠点となる障害者スポーツセンターの整備を促す。あわせて、**障害者スポーツセンターの在るべき機能等について、有識者・関係者の意見等を踏まえて、指針を示すとともに、整備に関する目標を明示**する。さらに、障害者スポーツセンターの整備に向けた地方公共団体への支援の充実等を図る。

スポーツ施設の分類について

「スポーツ施設に関する調査研究」報告書（平成28年3月スポーツ庁） 図表2-1

公/民	所管	法令	施設
公共	文部科学省	学校教育法	(1) 学校体育・スポーツ施設（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校各種学校、大学（短期大学を含む）、高等専門学校）
		スポーツ基本法 社会教育法 地方自治法	(2) 社会体育施設 (3) 公立社会教育施設等（公民館、青少年教育施設、女性教育施設等）に付帯するスポーツ施設
		厚生労働省	身体障害者福祉法
	厚生労働省	厚生年金保険法（改正前）	(5) 旧ウエルサンピア（厚生年金休暇センター、健康福祉センター、スポーツセンター）
		雇用保険法（改正前）	(6) 旧勤労者福祉施設に該当する体育施設
		国土交通省	都市公園法
	国土交通省	道路法、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律	(8) 道の駅
		農林水産省	国有林野の管理経営に関する法律
	農林水産省		(10) 農業者トレーニングセンター
			(11) 農業公園
	環境省	自然公園法	(12) 国立公園、国定公園
	民間		(13) 職場スポーツ施設
			(14) 独立行政法人設置施設
		(15) 一般社団法人・一般財団法人（特例民法法人を含む）設置施設	
		(16) 会社設置施設	
		(17) その他法人設置施設	
		(18) 任意団体設置施設	
		(19) 個人設置施設	

「スポーツ施設に関する調査研究」報告書（平成28年3月スポーツ庁）抜粋

第2章 我が国のスポーツ施設の分類

2-3. 各スポーツ施設（公共）の概要

（4）障害者スポーツ施設（身体障害者福祉センター、旧勤労身体障害者体育施設、旧勤労身体障害者教養文化体育施設（旧サン・アビリティーズ）等）

下記4つに分類される施設で、所管は厚生労働省である。

① 身体障害者福祉センター

「身体障害者福祉法」第31条に明記されている身体障害者福祉センターのうち、更生相談、機能訓練、スポーツおよびレクリエーションの指導、ボランティアの養成、身体障害者社会参加支援施設の職員に対する研修、その他身体障害者の福祉の増進を図る事業を総合的に行う施設で、「身体障害者社会参加支援施設の設置及び運営に関する基準」に設置基準が定められている。体育館、プール、機能訓練回復室の他に会議室、研修室などを備えている。

② 旧勤労身体障害者体育施設

1961年に厚生労働省所管の特殊法人として設立された雇用促進事業団（現 独立行政法人雇用・能力開発機構）が、勤労身体障害者の福祉の増進を図るとともに、その雇用の安定に資することを目的に設置した施設。1975年1月から1980年度までの期間に設置された。

③ 旧勤労身体障害者教養文化体育施設（旧サン・アビリティーズ）

「勤労身体障害者体育施設」と同様、雇用促進事業団が勤労身体障害者の機能の回復向上、健康の増進、コミュニケーションおよび教養・文化等の施設を提供し、もって雇用の安定と福祉の増進に資することを目的として設置した施設。1981年度から1986年度までの期間に設置された。

④ その他の施設

上記3施設以外で、地方自治体が設置している障害者スポーツ施設。

障害者スポーツ施設の設置基準について①

○ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）

（施設）

第五条 この法律において、「身体障害者社会参加支援施設」とは、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設をいう。

（施設の基準）

第二十九条 厚生労働大臣は、**身体障害者社会参加支援施設及び養成施設の設備及び運営について、基準を定めなければならない。**

2 社会福祉法人その他の者が設置する身体障害者社会参加支援施設については、前項の規定による基準を社会福祉法第六十五条第一項の規定による基準とみなして、同法第六十二条第四項、第六十五条第三項及び第七十一条の規定を適用する。

（身体障害者福祉センター）

第三十一条 身体障害者福祉センターは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設とする。

○ 身体障害者社会参加支援施設の設置及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）

（種類）

第十三条 身体障害者福祉センターの種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その定義は当該各号に定めるとおりとする。

- 一 身体障害者福祉センター A 型 身体障害者福祉センターのうち更生相談、機能訓練、**スポーツ及びレクリエーションの指導**、ボランティアの養成、身体障害者社会参加支援施設の職員に対する研修その他身体障害者の福祉の増進を図る事業を総合的に行うもの
- 二 身体障害者福祉センター B 型 身体障害者福祉センターのうち創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、ボランティアの養成その他身体障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業を行うもの
- 三 障害者更生センター 身体障害者福祉センターのうち身体障害者又はその家族に対し、宿泊、レクリエーションその他休養のための便宜を供与するもの

（建築面積）

第十四条 身体障害者福祉センターは、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に規定する建築面積を有するものでなければならない。

- 一 身体障害者福祉センター A 型 二千七百平方メートル以上
- 二 身体障害者福祉センター B 型 四百二十四平方メートル以上
- 三 在宅障害者デイサービス施設（次号に掲げるものを除く。） 二百八十平方メートル以上
- 四 在宅障害者デイサービス施設であって他の社会福祉施設等に併設されるもの 二百二十平方メートル以上

障害者スポーツ施設の設置基準について②

○ 身体障害者社会参加支援施設の設置及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）

（身体障害者福祉センター A 型の設備の基準）

第十五条 身体障害者福祉センター A 型には、おおむね次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 相談室
- 二 機能訓練回復室
- 三 社会適応訓練室
- 四 図書室
- 五 書庫
- 六 研修室
- 七 会議室
- 八 日常生活用具展示室
- 九 **体育館**
- 十 **プール**
- 十一 更衣室
- 十二 宿泊室
- 十三 食堂
- 十四 調理室
- 十五 事務室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- 二 機能訓練回復室 訓練に必要な機械器具等を備えること。
- 三 社会適応訓練室 訓練に必要な備品等を備えること。
- 四 更衣室 男子用と女子用を別に設けること。
- 五 食堂
 - イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
 - ロ 必要な備品を備えること。
- 六 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

（身体障害者福祉センター B 型の設備の基準）

第十六条 身体障害者福祉センター B 型には、おおむね次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 相談室
- 二 日常生活訓練室
- 三 社会適応訓練室兼集会所
- 四 作業室
- 五 図書室
- 六 事務室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- 二 日常生活訓練室 訓練に必要な機械器具等を備えること。
- 三 社会適応訓練室兼集会所 訓練に必要な備品等を備えること。
- 四 作業室 作業に必要な機械器具等を備えること。

（在宅障害者デイサービス施設の設備の基準）

第十七条 在宅障害者デイサービス施設には、おおむね次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 相談室
- 二 日常生活訓練室
- 三 社会適応訓練室
- 四 作業室
- 五 更衣室
- 六 シャワー室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- 二 日常生活訓練室 訓練に必要な機械器具等を備えること。
- 三 社会適応訓練室 訓練に必要な備品等を備えること。
- 四 作業室 作業に必要な機械器具等を備えること。
- 五 更衣室 男子用と女子用を別に設けること。

（障害者更生センターの設備の基準）

第十八条 障害者更生センターには、おおむね次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 相談室
- 二 宿泊室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 便所
- 六 洗面所
- 七 調理室
- 八 娯楽室
- 九 マッサージ室
- 十 訓練室
- 十一 会議室
- 十二 売店
- 十三 事務室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- 二 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
- 三 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- 四 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- 五 食堂
 - イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
 - ロ 必要な備品を備えること。
- 六 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

3 障害者更生センターのうち、宿泊室等を二階以上の階に設けるものにあつては、第一項に掲げる設備のほか、傾斜路又はエレベーターを設けなければならない。

障害者スポーツ施設の設置基準について③

○ 身体障害者社会参加支援施設の設置及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）

（職員の配置の基準）

第十九条 身体障害者福祉センターには、施設長その他当該身体障害者福祉センターの運営に必要な職員を置かなければならない。

（運営規程）

第二十条 身体障害者福祉センターは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用者に対して行う支援の内容及び利用者から受領する費用の額
- 四 施設の利用に当たっての留意事項
- 五 非常災害対策
- 六 虐待の防止のための措置に関する事項
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

（施設長の責務）

第二十一条 身体障害者福祉センターの施設長は、当該身体障害者福祉センターの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 身体障害者福祉センターの施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（勤務体制の確保等）

第二十二条 身体障害者福祉センターは、利用者に対し、適切な支援を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 身体障害者福祉センターは、当該身体障害者福祉センターの職員によって支援を行わなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 身体障害者福祉センターは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 4 身体障害者福祉センターは、適切な支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第二十二條の二 身体障害者福祉センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 身体障害者福祉センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 身体障害者福祉センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第二十三条 身体障害者福祉センターは、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、治療に必要な機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

- 2 身体障害者福祉センターは、当該身体障害者福祉センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 当該身体障害者福祉センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - 二 当該身体障害者福祉センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 当該身体障害者福祉センターにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

（身体障害者福祉センターが利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等）

第二十四条 身体障害者福祉センターが利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接当該利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者から支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際には、当該金銭の用途及び額並びに当該利用者から金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該利用者の同意を得なければならない。

障害者スポーツセンターの設置基準について

- 障害者スポーツ施設の一部については身体障害者福祉施設としての法令に基づく設置基準があるが、障害者スポーツセンターについては法令に基づく全国統一の基準はない。なお、障害者スポーツセンターを設置している地方公共団体において、条例で基準等を定められている例はある。
- 一方、公益財団法人日本パラスポーツ協会には令和4年度より障がい者スポーツセンター協議会が設置されており、その協議会に登録できる障がい者スポーツセンターの要件は、以下のようになっている。

公益財団法人日本パラスポーツ協会障がい者スポーツセンター協議会運営規程 抜粋

(構成員)

- 第3条 本協議会の構成員(以下「構成員」という。)は、**原則として都道府県・指定都市が設置し、かつ専門の指導員を配置し、日常的に障がい者のスポーツ指導を実施**している障がい者スポーツセンターをもって構成員とする。
- 2 構成員の施設には、**原則として体育室、プール、トレーニング室などが設置**されていること。
 - 3 その他、会長が特に認めた障がい者スポーツセンターは構成員とすることができる。

- 現在、公益財団法人日本パラスポーツ協会障がい者スポーツセンター協議会に登録している障害者スポーツセンターは、18都府県に26施設(※)あり、これらの施設には、
 - ・ 障害者専用施設や障害者優先施設
 - ・ サテライトを設けている施設
 - ・ 体育館、プール、トレーニング室の一部が設置されていない施設
 - ・ 都道府県、政令指定都市が設置者でない施設などがあり、センターによって状況が様々である。

(※) 全国障がい者スポーツセンター連絡協議会に参加する26施設のうち、ふれあいランド岩手、滋賀県立障害者福祉センターは、現時点では、公益財団法人日本パラスポーツ協会障がい者スポーツセンター協議会に登録していなく、登録に向けて調整中である。

障害者スポーツセンター

障害のある人のスポーツ・レクリエーションの活動拠点であり、選手の育成・強化を自主的に行う非営利組織。
(公財)日本パラスポーツ協会の障がい者スポーツセンター協議会に登録している。

No.	団体名
1	群馬県立ふれあいスポーツプラザ
2	群馬県立ゆうあいピック記念温水プール
3	埼玉県障害者交流センター
4	東京都障害者総合スポーツセンター
5	東京都多摩障害者スポーツセンター
6	新潟県障害者交流センター (新潟ふれ愛プラザ)
7	長野県障がい者福祉センター (サンアップル)
8	広島県立障害者リハビリテーションセンタース ポーツ交流センターおりづる
9	高知県立障害者スポーツセンター
10	障害者スポーツ文化センター横浜ラポール
11	名古屋市障害者スポーツセンター
12	京都市障害者スポーツセンター

No.	団体名
13	大阪市長居障がい者スポーツセンター
14	大阪市舞洲障がい者スポーツセンター (アミティ舞洲)
15	神戸市立市民福祉スポーツセンター
16	広島市心身障害者福祉センター
17	福岡市立障がい者スポーツセンター (さん・さんプラザ)
18	西宮市総合福祉センター
19	大阪府立障がい者交流促進センター (ファインプラザ大阪)
20	鹿児島県障害者自立交流センター (ハートピアかごしま)
21	かがわ総合リハビリテーション福祉センター
22	堺市立健康福祉プラザ
23	北九州市障害者スポーツセンターアレアス
24	下関市障害者スポーツセンター

※ふれあいランド岩手、滋賀県立障害者福祉センターは、登録に向けて調整中。

【本日の主な論点等】

- 障害者スポーツセンターは、地域の障害者スポーツ推進・振興の拠点として、地域においてどのような役割を担うべきか？
- 障害者スポーツセンターにあるべき機能として、どのようなものが考えられるか？
(各地域の障害者スポーツの推進・振興に資する機能、センターが利用者等に提供するサービス、それらのサービスを提供するために必要な体制、施設に備わっているべき設備など)